(目的)

第1条 県立学校が、携帯電話の不感エリア(注1)を通過する登山活動を行う場合、緊急時の連絡等を可能とするため、衛星携帯電話が携行できるよう、そのレンタルに係る費用を県教育委員会事務局健康体育課(以下、健康体育課という)が負担し、安全な登山のための装備体制を整える。

(注1)不感エリアとは、携帯会社のサービスエリア外の場所を指す。

## (事業の実施主体)

第2条 衛星携帯電話レンタル事業(以下、本事業という)の実施主体は、健康体育課とする。

#### (利用条件)

第3条 本事業を利用できるのは、登山を実施する県立学校とする。

## (対象となる登山)

- 第4条 本事業の対象となる登山は、以下各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 携帯電話の不感エリアを通行する登山
- (2) 登山計画審査会から衛星携帯電話の所持を意見された登山

# (レンタルの対象品)

第5条 不感エリアにおいても、一般の携帯電話や固定電話への通話が可能であり、利用 に係る制限区域がなく、空が見えればどこでも通信可能となることから、本事業で利用で きる衛星携帯電話は、イリジウム衛星携帯電話とする。

### (本事業を利用できる期間)

第6条 当該年度4月~3月末日とする。

# (学校の負担)

第7条 本事業に係る以外の費用(返却の遅れに伴う延長料金、破損、盗難、毀損、滅失 等時に発生する代金等)は学校の負担とする。

# (その他)

第8条 その他必要なことは別に定める。

## 附則

この要綱は、平成30 (2018) 年 4月 1日より施行する。

平成31 (2019) 年 4月 1日 一部改正

令和 2 (2020) 年 4月 1日 一部改正

令和 5 (2023) 年 4月 1日 一部改正

## 衛星携帯電話レンタル事業実施要領

健康体育課

### 1 目的

この要領は、「衛星携帯電話レンタル事業」(以下、本事業)実施要綱第8条により、事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

#### 2 不感エリアの調査

登山を計画する学校は、携帯電話の不感エリア (注1) を調べなければならない。 参考 (各携帯電話会社のサービスエリアマップ)

ドコモ (サービスエリアマップ)

https://www.nttdocomo.co.jp/support/area/

au (サービスエリアマップ)

https://www.au.com/mobile/area/

ソフトバンク (サービスエリアマップ)

https://www.softbank.jp/mobile/network/area/

- (注1) 不感エリアとは、携帯電話の電波が届かないエリア、携帯会社のサービスエリア外の 場所を指す。
- 3 衛星携帯電話レンタル会社との契約期日

レンタルにかかる費用が令達されたら、速やかにレンタルの手続きをとらなければならない。

### 4 レンタル期間

レンタル期間は、下記表1とする。ただし予備日を設定している場合は、その日数も含めた期間とする。

表1

登山日数	日帰り	1泊2日	2泊3日	3泊4日	4泊5日
レンタル期間	3 日	3 目	4 日	5 目	6 日

返却については、レンタル業者の利用規約に従い遅延のないようにする。手続き遅れに伴う 遅延料金の支払いは学校の負担とする。

#### 5 費用

本事業に係る費用とは、レンタル費、補償費、予備バッテリーレンタル費、返送費等の利用料とする。

学校は、下記表2の上限基準に従い、健康体育課に令達要求できる。

表2

レンタル期間	3 目	4 日	5 目	6 日
費用上限(1台分)	15,000円	18,000円	21,000円	25,000円

## 6 通話料

通話料は学校の負担とする。

# 7 承認申請の提出先

次の宛先へ電子データで提出する。

栃木県宇都宮市塙田1-1-20 「栃木県教育委員会事務局健康体育課宛」

Tel 028-623-3415 E-mail (kenko-taiiku@pref.tochigi.lg.jp)

#### 8 レンタル台数

レンタルできる衛星携帯電話の台数は、下記表3とする。しかし登山計画審査会から意見があった場合は、その限りではない。

#### 表3

種類	レンタル 可能台数	備考	
1校の登山部で1パ ーティ	15名につき 1台	1パーティの生徒数が16名〜30名の場合には2台、 31〜45名の場合には3台のようにレンタルする。	
複数の登山部で行く 合同登山	各学校の申請 に応じた台数	それぞれの学校で、衛星携帯電話レンタル事業承認 申請の手続きを行う。	
	1台	学校行事や授業等で登山する場合は、その学校で原 則1台とする。	
学校行事、授業等	ルート数に 応じた台数	ルートが途中分かれるような場合は、そのルート数 に応じてレンタルできる。	

#### 9 承認申請

本事業を利用する学校は、衛星携帯電話レンタル事業承認申請書(様式第1号)(以下、申請書という)に「登山等の承認申請について」(別記様式1号)を添付し、それに係る費用を令達要求書(様式第2号)にて健康体育課長宛て提出しなければならない。

#### 10 申込締め切り

実施予定の登山が該当する、登山計画審査会の「登山等の承認申請について」(別記様式1号)の提出期限と同じとする。

## 11 承認

健康体育課は、提出された申請書の内容を審査し、登山計画審査会へ「携帯電話の不感エリアについての確認」を提出し、意見を受けた上で、各学校の本事業の可否を決定し、衛星携帯電話レンタル事業承認決定通知書(様式第3号)(以下、決定通知書という)又は衛星携帯電話レンタル事業不承認決定通知書(様式第4号)を当該学校長宛て通知する。

#### 12 承認後の手続き

決定通知書を受理した学校は、レンタルに係る費用が令達された後、衛星携帯電話レンタル 会社とレンタルの手続きを行う。

なお、レンタルの手続きは、各学校において、その都度行うものとする。 また、衛星携帯電話がレンタルできなかった場合は、健康体育課へ相談する。

## 13 承認後の変更手続き

決定通知書を受理した学校が、登山日程の延期、中止等衛星携帯電話レンタル事業に関わる 事項について変更があった場合には、速やかに衛星携帯電話レンタル事業変更届(様式第5号) を健康体育課長宛て提出する。

登山日程を延期した学校は、第7条により申請書を健康体育課長宛て提出する。

#### 14 登山後の手続き

本事業を利用した学校は、登山終了後、速やかに衛星携帯電話レンタル事業実施報告書(様式第6号)を健康体育課長宛て提出する。

### 15 申込みの取消

学校は、レンタル申込みを取り消す場合は、速やかに業者へ手続きし、健康体育課へ連絡する。 悪天候、登山者の体調不良等やむを得ない事情により直前に登山を中止した場合のキャンセル に係る費用は、健康体育課が負担する。また、それに係る費用を令達要求書(様式第7号)にて 健康体育課長宛て提出しなければならない。ただし、それ以外の場合は学校の負担とする。

### 附則

この要領は、平成30 (2018) 年 4月 1日より施行する。

平成31 (2019) 年 4月 1日 一部改正

令和2 (2020) 年 4月 1日 一部改正

令和5 (2023) 年 4月 1日 一部改正